○堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和62年9月17日
規則第44号

（趣旨）

第1条　この規則は、堺市自転車等放置防止対策審議会規則（昭和62年規則第19号）に定めるもののほか、堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（大型店舗等）

第2条　条例第2条第3号の規則で定める自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設は、別表第1の左欄に掲げる用途に供する施設のうち、同表中欄に掲げる規模のもの（2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）にあっては、当該用途の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める方法により算定した台数の合計が20台以上となるもの）とする。

（平19規則20・一改）

（駐車場の名称及び位置等）

第3条　条例第10条に規定する駐車場の名称及び位置並びに駐車場を使用することができる車種及び有料無料の区別は、別表第2に掲げるとおりとする。

2　条例第9条第2項の規則で定める駐車場は、別表第3に掲げるとおりとし、その自動二輪車に係る使用については、同表に定めるところによる。

（平19規則20・一改）

（開場時間及び休場日）

第4条　駐車場の開場時間は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2　駐車場の休場日は、12月31日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

（平19規則20・一改）

（使用区分）

第5条　有料の駐車場の使用は、月を単位とする定期使用と、日（午後から駐車場を使用する場合は、その翌日の正午までを1日とする。）を単位とする一時使用とに区分する。

（平14規則43・一改）

（定期使用の許可の申請）

第6条　条例第11条第1項の規定に基づき駐車場の使用の許可を受けようとする者（一時使用の場合を除く。）は、堺市立有料自転車等駐車場定期使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（平19規則20・一改）

（最寄り駅からの距離）

第7条　条例第11条第2項第2号の規則で定める距離は、800メートルとする。ただし、一時使用については、この限りでない。

（平19規則20・平26規則10・一改）

（定期使用の許可）

第8条　市長は、第6条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、許可の可否を決定するものとする。

2　市長は、許可の可否を決定したときは、堺市立有料自転車等駐車場定期使用可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3　定期使用の許可の期間は、3年以内とする。ただし、再申請することを妨げない。

4　第1項の規定により定期使用の許可をした場合において、条例第12条第1項の規定により交付する駐車券は、定期駐車券（様式第3号（甲）（乙））とする。

5　定期駐車券の有効期間は、1か月又は3か月とする。

（平元規則5・平元規則39・平4規則35・平19規則20・一改）

（定期使用料等）

第9条　定期使用に係る使用料は、使用車種、駐車場の構造及び有効期間に応じて別表第4に定めるとおりとする。

2　前項に規定する使用料の納付があったときは、市長は、定期駐車用ステッカー(様式第4号(甲)(乙))を交付するものとする。

(平19規則20・全改)

(定期駐車用ステッカーの貼付)

第10条　定期使用者は、定期駐車用ステッカーを当該自転車等の所定の箇所に貼り付けておかなければならない。

(平元規則39・全改、平19規則20・平26規則10・一改)

(定期駐車券等の再交付)

第11条　定期使用者は、定期駐車券又は定期駐車用ステッカーを紛失し、又は毀損したときは、堺市立有料自転車等駐車場定期駐車券等再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して、再交付を受けることができる。

2　条例第12条第3項の規則で定める額は、無料とする。

(平元規則39・平19規則20・平26規則10・一改)

(一時使用の許可の申請等)

第12条　一時使用の場合における条例第11条第1項の規定による駐車場の使用の許可の申請及び条例第13条第1項の規定による使用料の納付は、一時駐車券(様式第6号)を購入する方法により行うものとし、一時駐車券の交付をもって許可に代えるものとする。

2　一時使用に係る使用料は、別表第4のとおりとする。

3　駐車場を一時使用する者(以下「一時使用者」という。)は、第1項の規定により購入した一時駐車券を自転車等のハンドルに取り付けておかなければならない。

(平元規則39・平19規則20・平20規則107・平26規則10・一改)

(期間超過の場合の使用料の納付)

第13条　定期駐車券又は一時駐車券の有効期間を超えて駐車した者は、超過期間に対する使用料として、別表第4に定める一時使用料の額に超過した日数を乗じて得た金額を納付しなければならない。

(平19規則20・一改)

(使用料の減額又は免除)

第14条　条例第13条第2項の規定に基づき使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、一時使用の場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けている者であるとき。　5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者であるとき。　5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者であるとき。　5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校その他鉄道事業者等が通学を目的とする定期乗車券の発売を認めた学校に在学する者であるとき。　使用車種、駐車場の構造及び有効期間に応じて別表第5に定める額

(5)　前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた者であるとき。　5割又は10割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2　市長は、駐車場の使用状況及び周辺の放置自転車等の状況を考慮して自転車等の放置防止対策上有効であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該駐車場の一時使用に限り、5割以内において使用料を減額することができる。

3　条例第13条第2項の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立有料自転車等駐車場使用料減額免除申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に

提出しなければならない。

4　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、減額又は免除の可否を決定し、堺市立有料自転車等駐車場使用料減額免除決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(平元規則5・平19規則20・平20規則19・平20規則107・平26規則10・平26規則96・一改)

(使用料の還付)

第15条　条例第14条ただし書の規定に基づき既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　定期使用者が駐車場の使用を中断する場合であって、使用しない月の初日の前日までに次項の還付申請書を市長に提出したとき。　既納の使用料の額から別表第4に定める1か月の定期使用料の額に使用した月数を乗じて得た額を差し引いた金額

(2)　前条第1項の規定による使用料の減額を受けている者がその使用を中断する場合であって、使用しない月の初日の前日までに次項の還付申請書を市長に提出したとき。　既納の使用料の額から前条第1項の規定により減額を受けた後の1か月の定期使用料の額に使用した月数を乗じて得た額を差し引いた金額

(3)　駐車場の休場日の変更若しくは臨時休場又は天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由によって、使用できない日があったとき。　別表第4に定める1か月の定期使用料の額を30で除して得た額(10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。)に使用できない日数を乗じて得た金額

2　条例第14条ただし書の規定に基づき既納の使用料の還付を受けようとする者は、堺市立有料自転車等駐車場定期使用料還付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。この場合においては、還付に係る定期駐車券及び定期駐車用ステッカーを添付しなければならない。

3　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、還付の可否を決定し、堺市立有料自転車等駐車場定期使用料還付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

4　申請者は、前項の通知書を受けとったときは、堺市立有料自転車等駐車場定期使用料還付請求書(様式第11号)により請求するものとする。

(平元規則31・平7規則47・平19規則20・平20規則107・平26規則10・一改)

(定期使用に係る変更届)

第16条　定期使用者は、使用許可に係る事項につき変更があったときは、速やかにその旨を堺市立有料自転車等駐車場定期使用事項変更届(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

(平19規則20・一改)

(使用者の遵守事項)

第17条　駐車場を使用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　駐車場への入場及び駐車場からの退場の際、定期使用者にあっては定期駐車券、一時使用者にあっては一時駐車券を係員に提示すること。

(2)　駐車場の指定された位置に駐車し、鍵をかけること。

(3)　その他係員の指示に従うこと。

(平19規則20・平26規則10・一改)

(指定管理者の指定に係る申請書等)

第17条の2　条例第17条の4第2項の申請書は、堺市立自転車等駐車場指定管理者指定申請書(様式第13号)とする。

2　条例第17条の4第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　定款その他これに類する書類

(2)　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

(3)　役員名簿

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(平21規則37・追加)

(新築の場合の自転車等駐車場の設置基準)

第18条　条例第21条の規定により大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の基準は、次のとおりとする。

(1)　別表第1の左欄に掲げる用途に応じ、同表の右欄に定める規模のものであること。この場合において、当該施設が混合用途施設であるときは、当該用途の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める方法により算定した台数を合計して算定するものとする。

(2)　店舗面積が5,000平方メートルを超える施設にあっては、前号の規定にかかわらず、5,000平方メートルまでの部分について別表第1の右欄に定める方法により算定した台数に、5,000平方メートルを超える部分について同表の右欄に定める方法により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数を収容できる規模のものであること。この場合において、当該施設が混合用途施設であるときは、5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積の割合と、5,000平方メートルを超える部分における各用途の店舗面積の割合とをそれぞれ等しいものとみなして算定するものとする。

(平19規則20・一改)

(増築の場合の自転車等駐車場の設置基準)

第19条　条例第21条の規定により大型店舗等について増築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の基準は、増築後の施設(当該施設のうち条例の施行日前に建築された部分及び条例附則第2項に規定する新築又は増築の部分を除く。以下この条において同じ。)をすべて新築したものとみなして前条の規定により算定した収容台数から、条例の施行の日以後に設置された自転車等駐車場の収容台数を控除した台数を収容できる規模のものとする。ただし、増築後の施設が別表第1の中欄に掲げる規模に達しないものであるとき(混合用途施設にあっては、増築後の施設の用途の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める方法により算定した台数を合計した台数が20台未満となるものであるとき。)は、この限りでない。

(平19規則20・平23規則40・一改)

(自転車等駐車場の設置届)

第20条　条例第23条の規定に基づき自転車等駐車場の設置の届出をしようとする者は、堺市大型店舗等自転車等駐車場設置(変更)届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　施設の位置図

(2)　施設の各階平面図

(3)　自転車等駐車場の平面図

(4)　自転車等駐車場の構造図

(平19規則20・平21規則37・一改)

(立入検査証)

第21条　条例第25条第1項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証票は、様式第15号のとおりとする。

(平19規則20・平21規則37・一改)

(自転車等放置禁止区域標識等の設置)

第22条　市長は、条例第27条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に、自転車等放置禁止区域標識(様式第16号)、立看板その他当該区域が自転車等放置禁止区域であることを周知させるために必要な標識等を設置するものとする。

(平19規則20・平21規則37・一改)

(撤去上必要な措置)

第22条の2　市長は、条例第29条第1項又は第30条第2項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。第27条第2項において同じ。)の規定に基づき自転車等を撤去する場合において、やむを得ないと認めるときは、係留チェーンの切断その他必要な措置をとることができる。この場合において、当該自転車等の利用者等に損害が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

(平元規則31・追加、平26規則10・平29規則9・一改)

(警告期間)

第23条　条例第30条第2項の規則で定める期間は、3日間とする。

(撤去及び保管の公告)

第24条　条例第31条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1)　撤去場所
(2)　撤去年月日
(3)　撤去台数
(4)　保管期間
(5)　保管場所
(6)　返還方法
2　条例第31条第1項の規定による公告は、保管場所の掲示場に掲示して行う。
(保管期間)
第25条　条例第31条第2項の保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。
(平3規則50・一改)
(返還)
第26条　条例第31条第3項に規定する引取りの通知は、堺市放置自転車等返還通知書(様式第17号)により行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、電話等の方法により行うことができる。
2　撤去自転車等の返還を受けようとする者は、堺市放置自転車等返還申請書(様式第18号)に必要事項を記入して市長に提出しなければならない。
3　前項の撤去自転車等の返還は、第24条第1項第5号の保管場所で行うものとする。
(平19規則20・平21規則37・平29規則9・一改)
(撤去及び保管費用の額)
第27条　条例第32条第2項の費用の額は、別表第6に定めるとおりとする。
2　条例第29条第1項又は第30条第2項の規定による撤去の時に既にに警察署に対し盗難届が提出されている自転車等については、前項の費用は、徴収しないものとする。
3　前項に規定する場合のほか、市長が特に必要と認めるときは、第1項の費用を徴収しないことができる。
(平3規則50・平19規則20・平20規則107・平29規則9・一改)
(撤去自転車等の売却等)
第28条　市長は、第25条に規定する期間経過後なお保管した自転車等を返還できない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、条例第31条第4項の規定により当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。
2　市長は、前項の規定により自転車等を売却しようとする場合において買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等を譲渡、廃棄等の処分にするものとする。
3　市長は、第1項の規定により自転車等を売却した場合において、条例第31条第1項の規定による公告を行った日から6月以内に当該自転車等の利用者等から請求があったときは、保管した代金を返還しなければならない。この場合において、市長は、前条第1項の撤去及び保管に要した費用を差し引いて返還することができる。
(平8規則92・追加、平23規則40・一改)
(委任)
第29条　この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。
(平8規則92・旧第28条繰下)
附　則　抄
(施行期日)
1　この規則は、昭和62年10月1日から施行する。
附　則(昭和63年9月28日規則第40号)
この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
附　則(平成元年1月9日規則第1号)
この規則は、平成元年2月1日から施行する。
附　則(平成元年2月1日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成元年5月23日規則第31号)

この規則は、平成元年6月1日から施行する。
附　則(平成元年7月1日規則第39号)
この規則は、平成元年7月1日から施行する。
附　則(平成元年10月20日規則第47号)
この規則は、平成元年11月1日から施行する。
附　則(平成2年4月1日規則第12号)
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
附　則(平成2年5月1日規則第25号)
この規則は、平成2年5月1日から施行する。
附　則(平成2年5月19日規則第27号)
この規則は、平成2年6月1日から施行する。
附　則(平成2年10月29日規則第39号)
この規則は、平成2年11月1日から施行する。
附　則(平成2年11月27日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成3年3月30日規則第10号)
この規則は、平成3年4月1日から施行する。
附　則(平成3年4月26日規則第25号)
この規則は、平成3年5月1日から施行する。
附　則(平成3年9月20日規則第50号)
(施行期日)
1　この規則は、平成3年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際、現に保管されている自転車等の保管期間については、改正後の第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この規則の施行の際、改正前の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の様式に関する規定に基づく帳票とみなして使用できるものとする。
附　則(平成4年3月21日規則第11号)
この規則は、平成4年4月1日から施行する。
附　則(平成4年4月8日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成4年4月30日規則第38号)
この規則は、平成4年5月1日から施行する。
附　則(平成4年6月30日規則第44号)
この規則は、平成4年7月1日から施行する。
附　則(平成5年5月26日規則第37号)
この規則は、平成5年6月1日から施行する。
附　則(平成5年7月28日規則第50号)
この規則は、平成5年8月1日から施行する。
附　則(平成5年11月30日規則第74号)
この規則は、平成5年12月1日から施行する。
附　則(平成6年4月15日規則第36号)
この規則は、平成6年5月1日から施行する。
附　則(平成6年11月14日規則第59号)
この規則は、平成6年12月1日から施行する。
附　則(平成7年8月31日規則第47号)
(施行期日)
1　この規則は、平成7年10月1日から施行する。
(経過措置)

2　この規則の施行前に改正前の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則(平成8年3月28日規則第23号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成8年12月2日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年4月30日規則第65号)

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

附　則(平成9年9月24日規則第73号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附　則(平成10年3月30日規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成10年11月27日規則第59号)

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附　則(平成11年3月24日規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附　則(平成11年10月28日規則第86号)

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附　則(平成13年1月31日規則第2号)

この規則は、平成13年2月1日から施行する。

附　則(平成13年7月31日規則第55号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。ただし、別表第2中百舌鳥駅前東第2の項を削る改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

附　則(平成14年1月31日規則第1号)

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附　則(平成14年3月29日規則第43号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成14年8月30日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2浅香駅前東第1の項の改正規定は、平成14年9月1日から施行する。

附　則(平成15年5月26日規則第66号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附　則(平成15年9月30日規則第85号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附　則(平成15年11月14日規則第93号)

この規則は、平成15年11月17日から施行する。

附　則(平成16年8月3日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中、次の各号に掲げる部分については、当該各号に定める日から施行する。

(1)　泉ヶ丘駅前北第3の項を削る部分　平成16年9月1日

(2)　栂美木多駅前南第3の項を削る部分、栂美木多駅前南第4の項、栂美木多駅前南第5の項及び栂美木多駅前南第6の項に係る部分、光明池駅前南第1の項を削る部分並びに光明池駅前南第2の項、光明池駅前南第3の項、光明池駅前南第4の項、光明池駅前南第5の項、光明池駅前南第6の項、光明池駅前南第7の項及び光明池駅前南第8の項に係る部分　平成16年10月1日

(3)　北花田駅前西第1の項に係る部分　平成16年11月1日

附　則(平成17年1月21日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち中百舌鳥駅前西第3の項の次に中百舌鳥駅前西第4の項を加える部分は、平成17年2月1日から施行する。

附　則(平成17年5月24日規則第113号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附　則(平成18年1月25日規則第6号)

この規則中第1条の規定は平成18年2月1日(堺東駅前西第4の項の改正規定にあっては、平成18年3月1日)から、第2条の規定は平成18年4月1日から、第3条の規定は平成18年6月1日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第20号)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中北野田駅前西第3の項に関する部分は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、改正前の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則(平成20年3月28日規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月25日規則第107号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の第14条及び別表第5の規定は、平成20年10月1日以後の使用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の使用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附　則(平成21年3月31日規則第37号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月30日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月30日規則第40号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成25年4月26日規則第129号)

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附　則(平成26年3月20日規則第10号)

(施行期日)

1　この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の別表第4及び別表第5の規定は、この規則の施行の日以後の納付に係る使用料から適用し、同日前の納付に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則(平成26年9月30日規則第96号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附　則(平成27年3月27日規則第37号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年6月25日規則第88号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち中百舌鳥駅前西第5の項の次に中百舌鳥駅前西仮設の項を加える部分は、平成27年8月1日から施行する。

附　則(平成27年7月30日規則第100号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附　則(平成29年3月29日規則第9号)

(施行期日)

1　この規則は、平成29年5月1日から施行する。ただし、様式第15号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2　この規則による改正後の別表第4の規定は、平成29年5月1日以後の使用に係る使用料(定期使用に係る使用料については、有効期間の始期が同日以後であるものに係る使用料)について適用し、同日前の使用に係る使用料(定期使用に係る使用料については、有効期間の始期が同日前であるものに係る使用料)については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(平19規則20・一改)

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット、飲食店及び食料品又は書籍の小売業を営む店舗	店舗面積の合計が300平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルにつき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの
銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関	店舗面積の合計が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルにつき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの
ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類する遊戯場	店舗面積の合計が300平方メートルを超えるもの	店舗面積30平方メートル(ぱちんこ屋については、5平方メートル)につき1台として算定した台数の自転車等を収容できるもの

備考

1　この表において「店舗面積」とは、営業の用に供される建物の床面積(営業主及び従業者が専ら使用する区画の面積を除く。)をいう。

2　自転車等の収容台数に1台に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第3条、第4条関係)

(平18規則6・全改・一改、平19規則20・平21規則37・平22規則10・平23規則40・平25規則129・平26規則10・平27規則37・平27規則88・平27規則100・一改)

名称	位置	使用車種		一時使用の可否	有料無料の区別	開場時間
		自転車	原動機付自転車			
堺市駅前	堺市堺区東雲西町1丁	○	○	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
堺市駅前東第1	同　堺区北三国ヶ丘町8丁	○	○	否	有料	全日
浅香駅前西第1	同　堺区浅香山町3丁	○	○	可	有料	全日
百舌鳥駅前東第1	同　堺区百舌鳥夕雲町2丁	○	○	可	有料	全日
百舌鳥駅前東第2	同　北区百舌鳥本町1丁	○	○	否	有料	全日
百舌鳥駅前西第1	同　堺区百舌鳥夕雲町2丁	○	○	可	有料	全日
百舌鳥駅前西第2	同　堺区百舌鳥夕雲町2丁	○	×	可	有料	全日
上野芝駅前西第1	同　西区上野芝町4丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで

上野芝駅前西第2	同　西区上野芝町4丁	○	×	否	有料	全日
浅香山駅前東第1	同　堺区高須町3丁	○	○	可	有料	全日
浅香山駅前東第2	同　堺区北清水町3丁	○	×	否	有料	全日
浅香山駅前西第1	同　堺区北清水町3丁	○	○	可	有料	全日
堺東駅前東第2	同　堺区南三国ヶ丘町1丁	○	×	否	有料	全日
堺東駅前西第1	同　堺区南向陽町2丁	○	○	可	有料	全日
堺東駅前西第2	同　堺区南向陽町2丁	○	×	可	有料	全日
堺東駅前西第3	同　堺区南向陽町2丁	○	○	可	有料	全日
堺東駅前西第4	同　堺区熊野町東5丁	○	○	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
堺東駅前瓦町公園地下	同　堺区北瓦町1丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前東第1	同　北区長曾根町	○	○	可	有料	全日
中百舌鳥駅前東第2	同　北区中百舌鳥町1丁	○	×	否	有料	全日
中百舌鳥駅前地下	同　北区中百舌鳥町2丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前西第1	同　北区中百舌鳥町5丁	○	○	否	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前西第2	同　北区中百舌鳥町5丁	○	○	否	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前西第3	同　北区中百舌鳥町4丁	○	×	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前西第4	同　北区中百舌鳥町5丁	○	○	可	有料	全日
中百舌鳥駅前西第5	同　北区中百舌鳥町4丁	○	×	否	有料	全日
中百舌鳥駅前西仮設	同　北区中百舌鳥町5丁	○	×	否	有料	全日
白鷺駅前東第1	同　北区金岡町	○	○	可	有料	全日
白鷺駅前西第2	同　北区中百舌鳥町6丁	○	×	否	有料	全日
白鷺駅前西第3	同　東区白鷺町1丁	○	○	可	有料	全日
初芝駅前東第1	同　東区日置荘西町2丁	○	×	可	有料	全日
初芝駅前西第1	同　東区日置荘西町4丁	○	○	否	有料	全日
初芝駅前西第3	同　東区日置荘西町4丁	○	×	可	有料	全日
北野田駅前東第1	同　東区北野田	○	○	可	有料	全日

北野田駅前東第2	同　東区南野田	○	○	可	有料	午前6時から午後10時まで
北野田駅前地下	同　東区北野田	○	×	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
北野田駅前西第1	同　東区北野田	×	○	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
七道駅前第1	同　堺区鉄砲町	○	○	可	有料	全日
七道駅前第2	同　堺区三宝町2丁	○	○	可	有料	全日
堺駅前第1	同　堺区戎島町3丁	○	○	可	有料	全日
堺駅前第2	同　堺区栄橋町1丁	○	×	否	有料	全日
堺駅前第3	同　堺区栄橋町1丁	○	○	可	有料	全日
湊駅前第1	同　堺区出島町1丁	○	○	可	有料	全日
湊駅前第2	同　堺区出島町2丁	○	○	可	有料	全日
石津川駅前第1	同　西区浜寺石津町中3丁	○	○	可	有料	午前6時から午後10時まで
石津川駅前第2	同　西区浜寺石津町中4丁	○	○	可	有料	全日
諏訪ノ森駅前東第1	同　西区浜寺諏訪森町西1丁	○	○	可	有料	全日
諏訪ノ森駅前東第2	同　西区浜寺諏訪森町中2丁	○	×	否	有料	全日
諏訪ノ森駅前西第1	同　西区浜寺諏訪森町西2丁	○	×	否	有料	全日
船尾駅前第1	同　西区浜寺諏訪森町中2丁	○	×	可	有料	全日
船尾駅前第2	同　西区浜寺諏訪森町中2丁	○	×	否	有料	全日
浜寺公園駅前東第1	同　西区浜寺公園町2丁	○	○	可	有料	全日
浜寺公園駅前西第1	同　西区浜寺公園町2丁	○	○	可	有料	全日
深井駅前東第1	同　中区深井沢町	○	×	否	有料	全日
深井駅前高架下	同　中区深井沢町	○	○	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
北花田駅前地下	同　北区東浅香山町4丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
北花田駅前高架下	同　北区東浅香山町4丁	○	○	可	有料	全日

北						
北花田駅前高架下南	同　北区北花田町2丁	○	○	否	有料	全日
新金岡駅前東第1	同　北区新金岡町4丁	×	○	可	有料	全日
新金岡駅前西第1	同　北区新金岡町1丁	○	×	可	有料	全日
泉ヶ丘駅前北第1	同　南区竹城台1丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
泉ヶ丘駅前北第2	同　南区竹城台1丁	○	×	否	有料	全日
泉ヶ丘駅前南第1	同　南区茶山台1丁	○	○	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
泉ヶ丘駅前南第2	同　南区茶山台1丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前北第1	同　南区桃山台2丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前北第2	同　南区桃山台2丁	○	×	可	有料	全日
栂美木多駅前北第3	同　南区桃山台2丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前南第1	同　南区原山台1丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前南第2	同　南区原山台2丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前南第3	同　南区原山台2丁	○	×	否	有料	全日
栂美木多駅前南第4	同　南区原山台1丁	○	×	可	有料	全日
栂美木多駅前南第5	同　南区原山台2丁	○	×	可	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
光明池駅前北第1	同　南区新檜尾台2丁	○	○	可	有料	午前5時から翌日の午前1時まで
光明池駅前北第2	同　南区新檜尾台2丁	○	×	否	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
光明池駅前北第3	同　南区新檜尾台2丁	○	×	否	有料	全日
光明池駅前北第4	同　南区新檜尾台2丁	○	×	可	有料	全日
光明池駅前南第1	同　南区鴨谷台2丁	○	×	否	有料	午前6時から翌日の午前1時まで
光明池駅前南第2	同　南区鴨谷台2丁	○	×	否	有料	全日
光明池駅前南第3	同　南区鴨谷台2丁	○	×	否	有料	全日
光明池駅前南第4	同　南区鴨谷台2丁	○	×	否	有料	全日
光明池駅前南第5	同　南区鴨谷台2丁	○	×	否	有料	全日
光明池駅前南第6	同　南区鴨谷台2丁	○	×	可	有料	午前6時か

						ら翌日の午前1時まで
光明池駅前南第7	同　南区鴨谷台2丁	×	○	否	有料	全日

注意　名称の語尾「自転車等駐車場」は、省略

別表第3(第3条、第4条関係)

(平29規則9・全改)

名称	位置	一時使用の可否	有料無料の区別	使用することができる車種	開場時間
堺東駅前西第1	堺市堺区南向陽町2丁	可	有料	排気量400cc以下のもの	全日
中百舌鳥駅前東第1	同　北区長曾根町	可	有料	排気量400cc以下のもの	全日
中百舌鳥駅前西第1	同　北区中百舌鳥町5丁	否	有料	排気量125cc以下のもの	午前6時から翌日の午前1時まで
中百舌鳥駅前西第2	同　北区中百舌鳥町5丁	否	有料	排気量125cc以下のもの	午前6時から翌日の午前1時まで
泉ケ丘駅前南第1	同　南区茶山台1丁	可	有料	制限なし	午前5時から翌日の午前1時まで
光明池駅前北第1	同　南区新檜尾台2丁	可	有料	制限なし	午前5時から翌日の午前1時まで

注意

1　名称の語尾「自転車等駐車場」は、省略

2　堺東駅前西第1については、定期使用をすることができない。

別表第4(第9条、第12条関係)

(昭63規則40・一改、平19規則20・旧別表第3一改・繰下、平20規則107・平23規則40・平26規則10・平29規則9・一改)

1　定期使用

使用車種	駐車場の構造		定期駐車券の有効期間	
			1か月	3か月
自転車	立体	地階・1階・2階	2,050円	5,550円
		上記以外	1,540円	4,320円
	平面	屋根あり	1,850円	4,930円
		屋根なし	1,540円	4,320円
原動機付自転車	屋根あり		3,080円	8,330円
	屋根なし		2,570円	7,090円
自動二輪車	屋根あり		3,600円	9,660円
	屋根なし		2,980円	8,220円

備考　有効期間については、毎月1日から末日までを1か月とする。

2　一時使用

自転車	100円
原動機付自転車	200円
自動二輪車	250円

別表第5(第14条関係)

(平20規則107・追加、平26規則10・一改)

使用車種	駐車場の構造		定期駐車券の有効期間(減額する額)	
			1か月	3か月
自転車	立体	地階・1階・2階	410円	1,130円
		上記以外	310円	930円
	平面	屋根あり	410円	1,030円
		屋根なし	310円	930円

別表第6(第27条関係)

(平19規則20・旧別表第4一改・繰下、平20規則107・旧別表第5繰下)

自転車	1,500円
原動機付自転車	2,000円

様式第1号(第6条関係)

(平19規則20・全改)

様式第1号(第6条関係)

堺市立有料自転車等駐車場定期使用許可申請書

堺市長　　殿

申　請　日	年　　月　　日	
申　請　者	住　所	(郵便番号　　)
	氏　名	
	生年月日	年　　月　　日生
	電話番号	

堺市自転車等の放置防止に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり自転車等駐車場の使用を申請します。

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場			
使用車種	(番号　　)			
使用開始月	年　　月から			
使用目的	1　通勤　　2　通学　　3　その他(　　)			
勤務先又は通学先	名　称		電話番号	
	所在地			

注意

1　申請者の住所、勤務先若しくは通学先が最寄りの駅から800メートル以内の区域にあるとき、又は駐車場の収容可能台数を超えることとなるときは、使用を許可できない場合があります。

2　自宅から最寄駅までの移動のために駐車場を使用するときは、勤務先又は通学先の欄の記入は、不要です。

様式第2号(第8条関係)

(平19規則20・全改)

様式第2号（第8条関係）

（表面）

郵　便　は　が　き

様

（裏面）

年　　月　　日

堺市立有料自転車等駐車場定期使用可否決定通知書

堺市長　　印

1　次のとおり使用を許可します。

使用駐車場	堺市立（　　）自転車等駐車場
駐車位置	
使用車種	
許可期間	年　　月から3年間

使用許可条件

(1)　許可期間内において定期駐車券を継続して購入しないときは、この使用許可は取り消します。

(2)　定期駐車用ステッカーを指示された箇所にはり付けてください。

(3)　指示された駐車位置に駐車してください。

(4)　駐車場内での盗難、損傷、事故等については、本市は責任を負いませんので、施錠等各自注意してください。

(5)　駐車場内では係員の指示に従ってください。

(6)　定期駐車券及びステッカーは、他人に譲渡したり、使用させることはできません。

2　使用を許可できません。

理　　由	

様式第3号（甲）（第8条関係）

（平19規則20・全改）

様式第3号(甲)(第8条関係)

(表面)

4	5	6	7	8	9
定　期　駐　車　券 駐車位置 駐車場名 氏名　様 発行・堺市					
10	11	12	1	2	3

(裏面)

注　意　事　項

1　定期駐車券の継続購入は、毎月　日から受け付けます。なお、継続して購入しないときは、新規扱いになります。

2　指定された駐車位置に駐車してください。

3　駐車場内での盗難、損傷、事故等については、本市は責任を負いませんので、施錠等各自注意してください。

4　駐車場内では係員の指示に従ってください。

5　この券及びステッカーは、他人に譲渡したり、使用させてはいけません。

6　使用を中止するときは、この券及びステッカーを返却してください。

様式第3号(乙)(第8条関係)

(平19規則20・追加)

様式第3号(乙)(第8条関係)

定　期　駐　車　券

許可番号

駐車位置

有効期限

堺市立○○○○自転車等駐車場

注意

　定期駐車用ステッカーを利用する自転車等にはり付けてください。

堺　　市

様式第4号(甲)(第9条関係)

(平19規則20・全改)

様式第4号(甲)(第9条関係)

	(使用最終月)
(駐車場名)	
(駐車位置)	

様式第4号(乙)(第9条関係)

(平19規則20・全改)

様式第4号(乙)(第9条関係)

定期駐車用
ステッカー
(　　)

許可番号

駐車位置

有効期限

発行日

堺市立○○○○自転車等
駐車場

様式第5号(第11条関係)

(平元規則39・全改、平10規則15・平19規則20・平26規則96・一改)

様式第5号(第11条関係)

堺市立有料自転車等駐車場
定期駐車券等再交付申請書

堺市長　　殿

申　請　日	年　　月　　日	
申　請　者	住　　所	(郵便番号　　)
	氏　　名	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場
駐車位置	
再交付の種別	1　定期駐車券 2　定期駐車用ステッカー
再交付の理由	1　紛失 2　毀損 3　その他(　　)

注意　毀損による場合は、毀損した駐車券又はステッカーを添えて申請してください。

様式第6号(第12条関係)

(平19規則20・全改)

様式第6号(第12条関係)

一　時　駐　車　券
(　　)

No.

駐車年月日

注　意　事　項

1　この駐車券をハンドルに取り付けてください。

2　指定された位置に駐車し、施錠してください。

3　この駐車は、駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありませんから、自転車等の盗難、損傷、事故等については、一切責任を負いません。

堺　　市

一　時　駐　車　券
(　　)

No.

駐車年月日

(当日1回限り有効)
使用料金　　円
堺　　市

様式第7号(第14条関係)

(平19規則20・全改、平20規則19・平20規則107・平26規則96・一改)

様式第7号(第14条関係)

堺市立有料自転車等駐車場使用料減額免除申請書

堺市長　　殿

申請日	年　　月　　日	
申請者	住　所	(郵便番号　　)
	氏　名	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第3項の規定により、自転車等駐車場の使用料の減免について、次のとおり申請します。

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場
駐車位置	
使用車種	
減免理由	1　生活保護法による生活保護を受けている者 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 3　身体障害者(障害等級　　級) 4　通学者(学校(園)名　　) 5　その他

注意

1　駐車位置の欄は、既に定期使用の許可を受けている場合のみ記入してください。

2　減免事由に該当することを証明する書面を申請の窓口に提示し、その写しを申請書に添付してください。

3　減免事由に該当することの証明については、職権で証明を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

様式第8号(第14条関係)

(平元規則5・平元規則39・平19規則20・平20規則19・平20規則107・平26規則96・一改)

様式第8号(第14条関係)

年　月　日

堺市立有料自転車等駐車場
使用料減額免除決定通知書

使用者	住所	(郵便番号　　)
	氏名	様

堺市長　印

次のとおり決定したので通知します。

記

1　次のとおり減額・免除します。

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場
駐車位置	
使用車種	
減免理由	1　生活保護法による生活保護を受けている者 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 3　身体障害者(障害等級　　級) 4　通学者(学校(園)名　　) 5　その他
当初使用料	円
減免後の額	円

2　減額・免除できません。

理由	

様式第9号(第15条関係)

(平19規則20・全改、平21規則37・一改)

様式第9号(第15条関係)

堺市立有料自転車等駐車場定期使用料還付申請書

堺市長　　殿

申請日	年　月　日	
申請者	住所	
	氏名	㊞
	電話番号	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付申請金額	円		
還付金受取方法	1　口座振替　　2　会計室窓口払		
口座振替による場合の振込先	銀行　店	預金種目	1　普通(総合口座を含む。) 2　当座
ふりがな 口座名義人		口座番号	

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場
駐車位置	
使用車種	
駐車券有効期間	年　月　日から　年　月末日まで
還付理由	1　使用の中断　(使用しない月　月) 2　駐車場の使用不可(使用できなかった日　日)

注意　還付に係る駐車券及びステッカーを添付してください。

様式第10号(第15条関係)

(平19規則20・全改)

様式第10号(第15条関係)

年　　月　　日

堺市立有料自転車等駐車場定期使用料還付決定通知書

使用者	住　所	
	氏　名	様
	電話番号	

堺市長　　印

次のとおり決定したので通知します。

1　次のとおり還付します。

還付金額	円		
還付金受取方法	1　口座振替　　2　会計室窓口払		
口座振替による場合の振込先	銀行　　店	預金種目	1　普通(総合口座を含む。) 2　当座
ふりがな 口座名義人		口座番号	

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場
駐車位置	
使用車種	
駐車券有効期間	年　月　日 ～　年　月末日
還付理由	1　使用の中断　(使用しない月　　月) 2　駐車場の使用不可(使用できなかった日　　日)

2　還付できません。

理　由	

様式第11号(第15条関係)

(平7規則47・追加、平19規則20・旧様式第10号の2一改・繰下)

様式第11号(第15条関係)

堺市立有料自転車等駐車場
定期使用料還付請求書

堺市長　　殿

請求日	年　月　日	
請求者	住　所	
	氏　名	㊞
	電　話	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第15条第4項の規定により、次のとおり請求します。

請　求　金　額	円

ただし、　　駅前自転車等駐車場定期使用料還付金

様式第12号(第16条関係)
(平19規則20・全改)

様式第12号(第16条関係)

堺市立有料自転車等駐車場定期使用事項変更届

堺市長　　殿

届出日	年　月　日	
使用者	住所	(郵便番号　　)
	氏名	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第16条の規定により、使用許可に係る事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

使用駐車場	堺市立　　自転車等駐車場	
駐車位置		
変更事項		
変更内容	旧	
	新	

様式第13号(第17条の2関係)

(平25規則129・全改)

様式第１３号（第１７条の２関係）

堺市立自転車等駐車場指定管理者指定申請書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

申請者　所　在　地
団　体　名
フリガナ
代表者氏名　㊞

生年月日

堺市立自転車等駐車場について、指定管理者の指定を受けたいので、堺市自転車等の放置防止に関する条例第１７条の４第２項の規定により申請します。

注意　申請に当たっては、次の書類を添付してください。

1 堺市立自転車等駐車場の管理運営に係る事業計画書
2 財務諸表等経営の状況を示す書類
3 定款その他これに類する書類
4 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
5 役員名簿
6 その他市長が必要と認める書類

様式第14号（第20条関係）

（平11規則17・一改、平19規則20・旧様式第12号一改・繰下、平21規則37・旧様式第13号繰下）

様式第14号(第20条関係)

堺市大型店舗等自転車等駐車場設置/変更届

年　月　日

堺市長　　殿

届出者　住所(所在地)
氏名(名　称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第20条の規定により、次のとおり自転車等駐車場を設置・変更したので届け出ます。

大型店舗等の概要	名称				
	所在地				
	工事種別	新築・増築	用途地域	商業地域・近隣商業地域	
	構造	造　建	開店予定日	年　月　日	
	従業員数	人	来客予定数	人/日	
	用途				合計
	店舗面積	㎡	㎡	㎡	㎡
※条例の規定による算定台数		台	台	台	台
駐車場の概要	所在地				
	届出種別		供用開始予定日	年　月　日	
	構造				
	規模	㎡(　台分)			

注意　※印の欄は、記入しないでください。

様式第15号(第21条関係)

(平19規則20・旧様式第13号一改・繰下、平21規則37・旧様式第14号繰下、平29規則9・一改)

様式第15号(第21条関係)

(表面)

第　　号

立　入　検　査　員　証

所　属

氏　名

(　年　月　日生)

上記の者は、堺市自転車等の放置防止に関する条例第25条の規定により、自転車等駐車場に立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日

(写　真)

本証有効期限
年　月末日

堺市長　　印

8センチメートル

12センチメートル

(裏面)

堺市自転車等の放置防止に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第25条　市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、第21条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第16号(第22条関係)

(平19規則20・旧様式第14号一改・繰下、平21規則37・旧様式第15号繰下)

様式第16号（第22条関係）

様式第17号（第26条関係）

（平19規則20・全改、平21規則37・旧様式第16号繰下）

様式第17号(第26条関係)

(表面)

郵　便　は　が　き

様

年　月　日

堺市放置自転車等返還通知書

堺市長　印

整理番号	
放置場所	
撤去年月日	年　月　日
車種等	(番号　)

（裏面）

あなたの　　を堺市自転車等の放置防止に関する条例の規定により撤去し、保管していますので、速やかに引き取るよう通知します。

なお、保管期間を過ぎても引き取りのない場合は、同条例の規定により処分します。

記

1　保管期間

2　引渡時間

3　持参するもの　(1)　この通知書　(2)　印鑑

(3)　＿＿＿＿＿＿のかぎ

(4)　撤去及び保管に要した費用

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿円

4　保管場所

（返還場所）

地図

様式第18号（第26条関係）

（平19規則20・全改、平21規則37・旧様式第17号繰下）

様式第18号(第26条関係)

堺市放置自転車等返還申請書

堺市長　殿

申請日	年　月　日	
申請者	住　所	
	氏　名	
	電話番号	
	所有者との続柄	

自転車等受領印又は自署	
引渡日　年　月　日	

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第26条第2項の規定により、次のとおり自転車等の返還を申請します。

放置場所		
種別等		
車両の特徴	(番号　)	
盗難届	有	年　月　日 警察署へ届出(受理番号　)
	無	

確認方法

＊　太線枠内をご記入ください。

処　理　欄

撤去保管費用	円	備　考	
撤去保管費用領収書控・番号			
		整理番号	